

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を行うほか、学会機関誌の編集を統括する。

- 一 大会特集号の編集に際しては、企画運営委員会の議事を確認し、企画運営委員長や大会責任者と連携し、大会の内容、講演者の連絡先を把握すること、及び、合わせて掲載する他の原稿（原著、判例研究、総説、事例、外国文献紹介、短報）を収集すること（会員用メーリングリスト及び学会ウェブサイト、広報委員会を通じた SNS での投稿の呼びかけから、収集までを行うこと）
  - 二 通号（大会特集号以外）の編集に際しては、編集委員会を招集して統一テーマと個別企画を設定し、個別企画ごとに編集委員の中から担当を決め、執筆者を選任させ、原稿執筆を依頼し、収集すること、前号と同じく、合わせて掲載する他の原稿を収集すること
  - 三 原稿の収集後、編集委員の中から担当を選任し、当該担当者に査読者を選任させるか、自ら査読させること
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会の任期は、その都度定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

- 2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(査読)

第8条 委員会は、投稿論文その他学会機関誌に掲載する原稿のうち審査に適さないもの以外の審査のため、原則として2名の査読者を選出し、依頼する。委員は依頼した査読者の氏名、総合評価を委員以外に漏らしてはならない。

- 2 査読者は、投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。査読者は査読依頼を受けた事実、総合評価及び審査中の論文の内容を他者に漏らしてはならない。査読者は、審査中の論文の内容を自己のために利用してはならない。
- 3 委員会は、査読者の審査に基づいて、投稿論文の掲載の可否を決定する。
- 4 査読に関する細則は、委員会が別に定める。